

交通災害共済加入申込 説明書

申込期限：3月31日

- ◆交通災害共済とは、1人360円の掛金で交通事故により死傷した場合に、治療実日数等に応じた見舞金が支払われます。制度についての詳細は班回覧の「交通災害共済しおり」を御覧ください。「しおり」は市のホームページや市役所4階総務課・各支所担当窓口でも御確認いただけます。
- ◆万一、事故で怪我をされて見舞金を請求する際に、人身事故証明書が添付できない場合は治療実日数に関わらず最低等級の査定となりますので、自転車やバイク等による転倒などの単独事故も必ず警察へ届けましょう。ただし、歩行中（セニアカー含む）の単独での転倒・転落等は対象外です。

加入を希望される方（世帯）は、以下の手続きを行なってください

現在加入されている方

納付書が別途郵送されます。

加入者の変更がなく、引き続き加入を希望する場合は、納付書にて納金してください。
手続きはこれで終了です。

※納付書に記載の「金融機関」・「郵便局」・「市役所1階会計課・各支所市民係」で納金できます。

加入者の変更がある場合

「新規変更申込書」(裏面)に必要事項を記載し、市役所4階総務課または各支所市民係へ提出してください。
提出後、新しく発行された納付書にて納金して、手続き終了です。

加入をやめる場合

納付せず届いた納付書をそのまま破棄してください。

これから加入される方

「新規変更申込書」(裏面)に必要事項を記載し、市役所4階総務課または各支所市民係へ提出してください。
提出後、新しく発行された納付書にて納金して、手続き終了です。

※納付書に記載の「金融機関」・「郵便局」・「市役所1階会計課・各支所市民係」で納金できます。

次年度の手続きについて

加入された場合、次年度については現在の加入状況をもとに納付書を作成し、送付します。
その後の手続きについては、左記を御参考ください。

※1月20日現在で納付書を作成していますので、加入者の追加や削減等がある場合は上記の要領で変更の申し込みを行ってください。

※郵送・FAX・メールによる申込書の提出も可能です。ただし、申込書受付後、折り返し「納付書」を発行するため、3月23日(月)までに到着していない場合手続きが遅れる可能性があります。

問合せ先 豊後大野市役所 総務課 防災危機管理室、各支所 市民係
電話(直通) 0974-22-1061 FAX 0974-22-3361
メール bousai@city.bungoono.lg.jp
住所 〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 番地

(裏面が申込書となっています)